

ひだ法律事務所友の会・夏の学習会のお知らせ

平和への権利法典化キャンペーン in 高山

真の国際平和の実現 と 国連の動向

講師：笹本 潤 弁護士（東京）

日時：2014年8月23日（土）開演10:00～12:00

場所：高山市民文化会館（部屋は会館の案内板でご確認ください）

入場無料・予約不要（資料準備の都合上、下記の申込書にてご参加をお知らせ頂きますと幸いです）

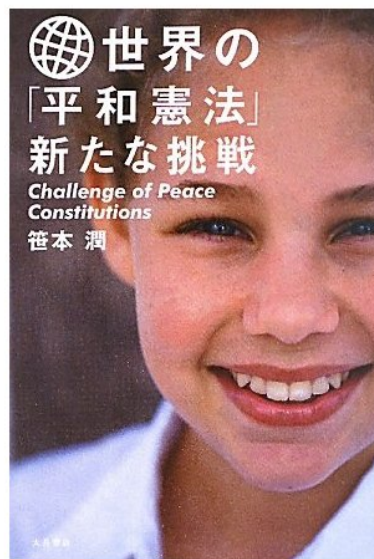
いま、国連でもっとも熱い議論がなされているトピックをご存じですか？

「Right to Peace＝平和への権利」を人権として認めよう、という運動です。

笹本弁護士は、日本の9条を世界に広めたいという思いから、世界中を飛び回っています。

その笹本弁護士を、岐阜ではじめてお招きし、平和への権利について、一緒に考えてみませんか？

今年7月にジュネーブで開催される、国連人権理事会・平和への権利作業部会の最新報告も伺います。



笹本潤弁護士 ご略歴

東京大学卒。元日本国際法律家協会（JALISA）事務局長。9条を世界に広める「グローバル9条キャンペーン」や「武力紛争予防のためのネットワーク（GPPAC）」の運動に取り組み、毎年世界各地で開催される国際会議や平和集会などに精力的に参加、海外の法律家やNGOなどとのネットワークづくりをすすめてきた。2008年コスタリカに留学し、同国はじめ中南米の憲法問題を調査、研究。2014年4月、国際民主法律家協会（IADL）18回総会で、IADL BUREAUの1人に選出される。

平和への権利とは？

◎きっかけはイラク戦争

2003年、アメリカとイギリスは、国連の承認を得ずに、イラク戦争を始めました。

“世界に「平和への権利」があれば、戦争は止められたのではないか”

そんな思いから、スペインの市民団体であるスペイン国際人権法協会が、「平和への権利」を国際人権にする運動を始めました。

それ以来、世界各地で国際NGO会議が開かれ、専門家や市民の間で議論がなされて運動が高まってきました。2010年12月にその集大成といえる「サンティアゴ宣言」が採択されました。このサンティアゴ宣言は、2011年に正式に国連に提出されています。

サンティアゴ宣言には、「平和」の内容として、戦争や軍事的行動の否定だけでなく、貧困などの構造的暴力や差別や偏見を生み出す文化的暴力の否定も含まれています。

現在世界中で1,000以上のNGOがこのサンティアゴ宣言に賛同し、国連に「平和への権利・国連宣言」を作るように働きかけています。

参加申込書

FAX 0577-57-8802

学習会に参加します（ ）

お名前（ ）

お問い合わせ：ひだ法律事務所友の会事務局 TEL 0577-57-8801